

第46期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

1. 企業集団の現況
 - (1) 当連結会計年度の事業の状況
 - ①事業の経過および成果
 - ②次期の見通し
 - (2) 財産および損益の状況
 - (4) 対処すべき課題
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な営業所等
 - (7) 従業員の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 株式の状況
3. 新株予約権等の状況
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
8. 連結貸借対照表
9. 連結損益計算書
10. 連結株主資本等変動計算書
11. 連結注記表
12. 貸借対照表
13. 損益計算書
14. 株主資本等変動計算書
15. 個別注記表
16. 連結計算書類に係る会計監査人監査報告
17. 会計監査人監査報告
18. 監査役会監査報告

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)
株式会社SANKO MARKETING FOODS

本内容は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sankofoods.com/>) に掲載しております。

事 業 報 告

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度（2021年7月1日～2022年6月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する各種政策やワクチンの3回目接種の普及等により、一時持ち直しの動向がみられておりましたが、オミクロン株のうちにさらに感染力が高いとされる「BA. 5」の置き換わりによる感染再拡大への警戒感から引き続き景気動向は不透明な状況が見込まれます。外食産業におきましても、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による店舗の臨時休業や営業時間の短縮、酒類の提供自粛等により来店客数が大幅に減少し、とりわけ都心・繁華街立地の総合型居酒屋は長期間にわたり休業せざるを得ない状況が続き、感染拡大防止のための経済及び消費活動の停滞・縮小が生じる等、厳しい経営環境が続いております。

当社グループは、社会的責任を果たすべく、お客様・従業員の安全を第一に考え、各自治体からの営業時間の短縮及び酒類の提供自粛に係る要請に従うとともに、従業員に対して感染予防策の励行を徹底し、また、店内消毒及び定期的な換気を行い、ソーシャルディスタンスを確保した配席を行う等の運営に取り組んでまいりました。加えて、「新しい生活様式」に対応すべく既存店舗の厨房設備を活用したデリバリーサービスの拡大、ランチ時間帯の営業を強化する等、店舗の活用方法の幅を広げてまいりました。このような状況の中、当社グループは、お客様の価値観や行動様式、ニーズが大きく変化する転換期であると認識し、大胆な変革を行う絶好の機会であると捉え、2021年11月11日に公表しました中期経営計画に記載のとおり、以下のダイナミックな事業構造の転換に取り組みました。

イ. かつて当社グループの強みであった首都圏駅前一等立地がいまや弱みになっていることから、一昨年来、大型・空中階及び地下階の店舗を中心とする高固定費型店舗の大規模閉店を推し進めてまいりました。なお、閉店に伴い回収した差入保証金は、主として運転資金に充当いたしました。

ロ. テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。「アカマル屋」「焼肉万里」は、郊外に位置する中小型店舗であり、コロナ禍においても、お客様から一定の支持をいただいております。とりわ

け「アカマル屋」は、投資効率の高いブランドであり、引き続きブランドの磨き上げを行い、慎重に商圏及び立地条件を見極めたうえで出店してまいります。

ハ. 大きな固定投資を伴わない官公庁や温浴施設等を中心とする飲食施設の運営受託事業を拡大するとともに、弁当等の中食事業や自社運営サイト「ひとま」(<https://hitoma-tuhan.com/>)他EC通販事業等の拡大に努めてまいりました。さらに、水産事業として沼津市のふるさと納税返礼品の商品開発を産地・生産者と協働で行い、ふるさと納税による地域ビジネス創出モデルを構築、2021年11月に子会社化した株式会社SANKO海商（静岡県浜松市）の水産仲卸加工事業と沼津で行う水産事業の連携により商品の企画開発力を強化し、今後は産地との連携強化を目指してまいります。

当連結会計年度における出店につきましては、「アカマル屋」業態では2021年10月に門前仲町店(東京都江東区)、2022年4月に鮮魚店併設店舗(埼玉県さいたま市)、2022年5月に新小岩店(東京都葛飾区)、2022年6月に阿佐ヶ谷店(東京都杉並区)、新業態では2022年3月に「宮益坂下 酒場」(東京都渋谷区)、運営受託事業では3店舗を出店いたしました。また、香港における「東京チカラめし」の出店に関するライセンス契約に基づき2021年9月に2号店、同年12月に3号店を出店いたしました。

退店につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響の変化を個店ごとに慎重に見極めた結果、運営受託店5店舗を閉店いたしました。また、フランチャイズ店2店舗が閉店いたしました。これにより当連結会計年度末における店舗数は、直営店49店舗（うち運営受託店18店舗）、フランチャイズ店4店舗となりました。

以上により、売上高は24億10百万円となりました。営業損失は10億97百万円となりました。経常損失は3億5百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は4億39百万円となりました。

業態別の売上状況は次のとおりであります。

区分	第45期 (2021年6月期)		第46期(当連結会計年度) (2022年6月期)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
アカマル屋	百万円 392	% 18.7	百万円 558	% 23.2	百万円 165	% 42.2
焼肉万里	242	11.6	212	8.8	△29	△12.3
金の蔵	671	31.9	254	10.5	△416	△62.1
運営受託	295	14.0	458	19.0	163	55.3
水産事業	—	—	408	16.9	—	—
その他業態	500	23.8	517	21.5	17	3.5

(注) 第46期(当連結会計年度)は連結計算書類を作成しております。

② 次期の見通し

外食産業において、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響は大きく、収束時期の見極めが非常に困難である中、顧客の消費行動や価値観、競合他社の動向等当社を取り巻く環境は急激に変化しております。

このような状況を踏まえ、当社は「Withコロナ時代」においても業容を拡大し、収益を確保できる事業ポートフォリオを構築するため、以下のとおり事業構造の変革を進めてまいります。

イ. 郊外中小型店舗の出店

コロナ禍によって、テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の外食機会における消費行動は都市部一極集中から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定しております。

当社は、住宅地を背景にもつ郊外型の店舗である大衆酒場「アカマル屋」の業態確立と出店を進めてまいりました。当業態は、投資効率の高い業態であるうえ、立地特性上、コロナ禍においてもお客様から一定以上の支持をいただいておりますことから、次期以降についても当業態の出店・拡大に取り組んでまいります。

ロ. ノンアセット型ビジネスモデルの拡大

大きな固定投資を伴わない官公庁を中心とする飲食施設の運営受託事業は運営店舗数のおよそ4割となり、事業ポートフォリオの再構築は順調に進んでおります。

また、「東京チカラめし」は、香港の現地企業とライセンス契約を締結したの

ち、3号店まで順調に出店をしており、今後も海外においてライセンスによる展開・拡大を目指してまいります。

加えて、お客様の手元に「届ける」事業である弁当等の中食事業や自社運営サイト「ひとま」(<https://hitoma-tuhan.com/>) のEC通販事業等は堅調に推移しており、今後も事業の拡大に努めてまいります。

ハ. 新規事業（水産事業）の確立と展開

当社は、2020年9月に沼津我入道漁業協同組合（以下、「我入道漁協」という。）との業務提携により水産事業を立ち上げ、現在では、漁業者（漁協、漁師）や魚市場から直接仕入れができるようになり、さらに2021年11月に水産仲卸・加工業の株式会社SANKO海商（静岡県浜松市）及び2022年7月に豊洲市場に7社しかない水産物卸売会社（大卸）の綜合食品株式会社（東京都江東区）を100%子会社化したことにより、消費者に最も近い飲食店舗の運営者としての経験を活かして、「水産の6次産業化」及び「水産DXプラットフォーム」を展開する段階となりました。

当社では従来の飲食事業にとどまらず、当社の持つ「価値ある食文化の提案」という企業理念をより一層深め、SDGsが掲げる理念のもと持続的な成長が期待できる新規事業を構築し、これを新たな収益の柱として育成いたします。

以上から、2023年6月期の連結業績予想といたしましては、売上高99億円、営業利益32百万円、経常利益22百万円、親会社株主に帰属する当期純利益10百万円を見込んでおります。

（2）財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第46期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売 上 高(百万円)	2,410
経 常 損 失 (△)(百万円)	△305
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)(百万円)	△439
1 株 当 た り (円) 当期純損失 (△)(円)	△24.55
総 資 産(百万円)	2,311
純 資 産(百万円)	559

②当社の財産及び損益の状況

区分	第43期 (2019年6月期)	第44期 (2020年6月期)	第45期 (2021年6月期)	第46期 (当事業年度) (2022年6月期)
売上高(百万円)	10,701	7,391	2,102	2,002
経常損失(△)(百万円)	△975	△1,998	△1,426	△246
当期純損失(△)(百万円)	△1,569	△2,713	△1,817	△454
1株当たり(円) 当期純損失(△)	△109.09	△174.67	△114.48	△25.35
総資産(百万円)	6,795	4,546	2,183	2,228
純資産(百万円)	4,189	1,997	488	534

④対処すべき課題

当社は、「総合居酒屋」への需要が近年減少傾向にあること及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当社は、2022年6月期より連結計算書類を作成しており、当連結会計年度においては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間中の直営店はほぼ休業状態となり、運営受託店は営業時間短縮等を行ったことにより、営業損失10億97百万円、経常損失3億5百万円、親会社株主に帰属する当期純損失4億39百万円を計上し、営業キャッシュ・フローは1億34百万円のマイナスとなりました。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、今後の資金計画を検討した結果、当面の事業活動の継続性に懸念はありません。なお、資金計画策定に用いた重要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した外食需要の回復見通しであります。加えて、以下に記載のとおり、当該事象又は状況を改善するための対応策を実施していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

①収益改善施策の実施

現在、当社グループは短・中期的な事業構造改革を推し進めており、収益の改善を目指し次の施策に取り組んでおります。

イ. 水産事業の6次産業化モデルの構築

当社グループは、コロナ禍においても大きな影響を受けずに収益を確保できる当社グループ独自の事業ポートフォリオの構築を目的として、既存事業とのシナジーを追求した水産事業の6次産業化モデルを構築いたします。

2020年12月に我入道漁協に加入し組合員となって以降、沼津で水揚げされた近海物の鮮魚や加工品等を、当社飲食直営店舗での提供のみならず、法人営業

を行ない他の外食事業者ならびに小売業者への販売経路を開拓しております。また、一般消費者に鮮魚の移動販売を行う等、水産事業の実績を積み重ねてまいりました。

2021年9月より、地方卸売市場沼津魚市場において当社が保有する買參権による買い付けを開始、同年11月に子会社化した株式会社SANKO海商（静岡県浜松市）の水産仲卸・加工事業と沼津で行う水産事業の連携により、商品開発力を強化、さらに同年12月に我入道漁協の組合員から漁業研修船兼自社運用船として漁船を譲り受ける等、1次産業から2次産業の事業ポートフォリオ構築を進め、より一層地域に密着し信頼関係を深めることで地域生産者の課題解決に尽力してまいりました。さらに、2022年7月に豊洲市場で7社しかない水産物卸売会社（大卸）である綜合食品株式会社（東京都江東区）を子会社化いたしました。

当社グループは、これからも全国の産地に入り込み、地域の皆様（地元漁師や漁協その他水産事業者、地方自治体等）と共に地域ビジネスの創出に取り組み、これまで飲食事業で蓄積した3次産業のノウハウを活かした「売れるものを創る」ことで、水産事業の6次産業化モデルの構築を引き続き進めてまいります。

当社は、当社グループのサステナビリティ基本方針に沿った持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を果たすべく、「生産者とともに歩む産地活性化プラットフォーマー」を目指してまいります。

ロ. 店舗事業における収益基盤の再構築

（高効率、水産シナジー、ライセンス等）

テレワークの定着や外出自粛等の影響から、お客様の消費行動の中心は都市部から郊外に分散されつつあり、この傾向は今後も続くものと想定されます。「アカマル屋」「焼肉万里」は郊外に位置しており、コロナ禍においてもお客様から一定の支持をいただいております。とりわけ「アカマル屋」は、高効率かつ高収益モデルのブランドであり、2021年10月に門前仲町店（東京都江東区）、2022年4月に鮮魚店併設店舗（埼玉県さいたま市）、2022年5月に新小岩店（東京都葛飾区）、2022年6月に阿佐ヶ谷店（東京都杉並区）を出店いたしました。新業態として「宮益坂下 酒場」（東京都渋谷区）を2022年3月に出店、当社グループの水産事業拠点（静岡県沼津市及び浜松市）から届く食材を店内仕込みにこだわり、新鮮な魚を「おすすめ商品」として提供いたします。

また、大きな固定投資を伴わない受託事業は3店舗を出店いたしました。今後もこれらの事業について慎重な出店判断を行ってまいります。

さらに、「東京チカラめし」について、2021年4月に香港の飲食企業と香港における「東京チカラめし」の出店に関するライセンス契約を締結し、同年6月に1号店、同年9月に2号店及び同年12月に3号店を出店いたしました。引き続き香港での出店に加え、今後はアジア全地域でのライセンス契約獲得に取り組んでまいります。

ハ. コストの削減

当社グループの取り組みとして、引き続きコストの見直し及び削減をより強力に進めてまいります。具体的な取り組みとして、業務プロセス及びITシステムの見直しによって業務の省力化を実現することで、人件費等をより一層極小化いたします。さらに本社費用等、様々な施策によりコストを削減いたします。

②財務基盤の強化

イ. 資本注入

2021年12月に新株予約権の行使により5億円の資金を調達いたしました。調達した資金は、運転資金、新規出店資金及び新規事業資金等に充当してまいります。

ロ. 金融機関との関係強化

前述した収益改善施策の実施による営業収支の改善効果が現れるには一定の時間を要することから、今後も安定した資金繰り管理を目的として金融機関との関係強化と調達交渉に努めてまいります。

ハ. 運転資金の十分な確保

売上高の減少等により資金残高が減少傾向にあることから、運転資金を十分に確保することが最優先課題となっております。

事業の利益管理をより一層強化し、また、経営環境の変化を慎重に見極めながら投資を実行し、確実な回収を実現することで、運転資金の十分な確保に努めてまいります。

以上のように、当連結会計年度において進める構造改革の効果が経常的に見込まれることから、収益改善及び財務基盤の強化が図られ、これによって安定的に営業収支が改善する見込みであります。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

当社は、串焼きと煮込みが名物の大衆酒場「アカマル屋」、肉問屋直送の厚切り肉が名物の「焼肉万里」等の各業態を柱とし、首都圏を中心に外食事業を展開しております。

また、水産事業を立ち上げ、消費者に最も近い飲食店舗の運営者としての経験を活かし、「水産の6次産業化」を展開しております。

(6) 主要な営業所等 (2022年6月30日現在)

①当社

本 店 東京都中央区
本 社 東京都新宿区
支 店 静岡県沼津市
店 舗 直営店31店舗（東京都16店舗、神奈川県6店舗、千葉県1店舗、埼玉県7店舗、静岡県1店舗）

②子会社

株式会社SANKO海商
本 店 静岡県浜松市

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況 (2022年6月30日現在)

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
201名	—

(注) 当社グループは当期が連結初年度となりますので、前期比増減は記載しておりません。

②当社の従業員の状況 (2022年6月30日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
166名	3名増	41.5歳	7.7年

(注) 従業員数は、就業人員であります。また、上記の他に、当事業年度末日現在526名のアルバイトを雇用しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	200百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月17日開催の取締役会において、綜合食品株式会社の発行する全株式を取得する決議及び同日付けで株式譲渡契約を締結し、2022年7月1日付で綜合食品株式会社を子会社化いたしました。

2. 株式の状況（2022年6月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 43,072,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 18,789,600株 |
| (3) 株 主 数 | 21,111名 |
| (4) 大 株 主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
平 林 隆 広	3,506,800株	18.6 %
有 限 会 社 神 田 コ ネ サ ル テ イ ン グ	3,381,900	18.0
平 林 実	1,432,500	7.6
エ ス フ 一 ズ 株 式 会 社	1,422,900	7.5
株 式 会 社 T L F	1,166,000	6.2
平 林 実 人	1,048,000	5.5
ア サ ヒ ビ 一 ル 株 式 会 社	623,500	3.3
ス タ ー リ ン グ 証 券 株 式 会 社	247,500	1.3
宝 酒 造 株 式 会 社	77,100	0.4
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	56,300	0.2

(注) 上記のほか、当社は自己株式を4,500株保有しております。また、上記持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等の状況

第4回新株予約権

発行決議の日	2021年5月27日
新株予約権の総数	62,964個
新株予約権の発行価額	8,500,140円（本新株予約権1個あたり135円）
当該発行による潜在株式数	6,296,400株（本新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は135円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は6,296,400株です。
行使価額	当初行使価額 270円
行使期間	2021年6月14日から2023年6月13日まで

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の
監査業務に係る報酬等の額 | 51百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭そ
の他の財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基
づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、
当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査計画の内容ならびに同業他社及び同売上規模他社の会計監査人の報
酬等の額に基づき、見積りを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判
断をいたしました。

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項以外の非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると
認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会にお
きまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合等には、監査役会が、
株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を
決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体
制

① 「行動基準」、「企業倫理綱領」、「コンプライアンス規程」、「役員コンプライア
ンス・マニュアル」等の内部統制構築の基礎となる各種規程・マニュアルを制
定し、役員及び全従業員の行動規範とし、実効性のある内部統制の構築を推進
する。

- ② コンプライアンス対策の統括は取締役会で選任された、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが担い、コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットラインの設置による情報提供制度を構築し、運用する。
- ③ 当社内部監査室は、当社グループの内部統制システムが有効に機能し、運営されているか調査し、整備方針・計画の実行状況を監視する。調査結果は、当社代表取締役社長に報告する。
- ④ 社外取締役制度を採用し、企業経営その他の経験が豊富な社外取締役が取締役会に加わることで、代表取締役を含む取締役会の牽制機能を図る。
- ⑤ 「行動基準」、「企業倫理綱領」及び「反社会的勢力対応規程」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して妥協せず、反社会的な個人・グループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 「文書管理規程」を徹底し、取締役の職務執行状況や取締役会議事録を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録して、適切に保存及び管理（廃棄を含む）する。
- ② 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 取締役は、法令及び金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント基本規程」を制定し、取締役及び執行役員により主として構成されるリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の各種リスクを評価・分析し、発生したリスクを円滑に経営陣へ伝達する。
- ② 「危機管理規程」を制定し、地震、火災、風水害、及び風評等の危機対策に加え、BSE、鳥インフルエンザその他の食の安全を脅かす予期せぬリスクの発生可能性を十分認識、警戒し、新たに生じた重大リスクについても「危機管理規程」に従い、社長が本部長、経営管理本部が事務局を務める危機対策本部を中心とすみやかに対応、対処する。
- ③ 食に携わる企業として、食品の安心と安全を確保する体制を整備することが最優先であると認識し、品質管理委員会を設置し、当社グループ全体の平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは、直ちに適切な対応を行う。
- ④ 食の品質、安全、コンプライアンス、環境及び情報セキュリティに係るリスク等について、「店舗マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「情報管理規程」等を制定する。
- ⑤ ITの活用を図るとともに、システムリスクの発生等ITを利用することにより生ずる新たなリスクの発生に対応すべく、IT監査をはじめとする適切な管理体制とITコンテインジェンシープランの整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画を策定し、当社グループ全体の経営目標を設定する。また、中期経営計画は、外的環境や内部資源の変化に柔軟に対応するべく事業年度毎に見直しを行う。
- ② 中期経営計画に連動した年間行動計画を策定し、業績目標と予算を設定し、部門別及び子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
- ③ 取締役会に付議すべき事項は、「取締役会規程」において定め、付議にあたっては、ビジネスジャッジメントルールに基づき、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
- ④ 「取締役規程」、「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、業務執行の責任者、執行手続きを明確に定め、効率的な運用を図るとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。
- ⑤ 業界や取引先のITへの対応状況及び社内のIT利用状況を理解し、内部統制におけるIT全般統制及びIT業務処理統制の方針を定め、その整備を行い、業務の効率化と財務報告の信頼性向上を図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社を含む業務プロセスの適切性について、金融商品取引法の要請を踏まえて策定される業務のフローチャートやリスクコントロールマトリクスを参考に「業務マニュアル」を策定し、業務内容の適切性についても定期的に見直す。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき、子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン及び労務ホットライン）の子会社への適用及び当社の内部監査部門にて子会社への業務監査を実施する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保ならびに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役会に報告する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて合理的な範囲で配置する。また、当該使用人の任命、異動及び評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ② 使用人は、監査役会の職務を補助するに際して、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査役会の指示事項を優先的に処理する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会は、取締役及び使用人が当社グループに重大な影響を及ぼす事項を監査役に直接報告することができる体制を構築する。また、当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定する。
- ③ 取締役は、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインや労務ホットラインへの通報状況及びその内容を監査役にすみやかに報告する。
- ④ その他、監査役は自ら必要と考える社内会議に随時出席し、また必要と考える事項の報告を役職員へ要請することができ、要請を受けた役職員は誠実かつ正確な報告が義務付けられる。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、すみやかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他の監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間で、定期的な意見交換会を実施する。
- ② 監査役会に対して、専門の弁護士や公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ③ 監査役が、取締役会を含む社内の重要な会議に出席し、また、社内各部門及び各店舗を直接監査、さらには必要に応じ内部監査室に指揮命令を行うことにより、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、社会に存立する企業として、その社会的使命を自覚するとともに、高い倫理観を保持し、社会的な良識に従って行動し、社会の発展とお客様の生活向上に貢献するという「企業倫理綱領」の目的を達成するために、「行動基準」及び「反社会的勢力対応規程」において、反社会的な個人やグループ等からの不当、不法な要求には一切応じないことを宣言する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期は、法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止し、的確な管理・対応の方法を検討することで改善につなげ、リスクマネジメントの実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的とし、「リスクマネジメント委員会」を開催いたしました。

また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、「コンプライアンス・ホットライン」を当社指定の法律事務所に設置し、従業員からの法令等の違反に関する通報を受け付けております。

さらに、働きやすい環境作りを目的とし、「労務ホットライン」を当社指定の社会保険労務士事務所に設置することにより、就業環境の変化にすみやかに対応できる体制を整備しております。なお、通報のあった事項につきましては、適切な対応ならびに監査役への報告を定期的に行っております。

その他、主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 重要な会議の状況

当期における取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性を高めるため、社外取締役が常時出席しました。

(2) 監査役の職務の執行について

- ① 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役と適宜意見の交換を実施しております。
- ② 監査役は、内部監査室との間で、監査の結果等について積極的な連携を図れるよう、定期報告を行っております。

(3) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、組織監査、業務監査、会計監査、関係会社監査及び店舗監査を実施しております。

(4) 反社会的勢力排除について

当期においては、前期より継続して取引先との契約書に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、新規取引先に対しては反社会的勢力への該当の有無を調査する等、徹底的に反社会的勢力の排除に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	954
現金及び預金	978	買掛金	153
売掛金	162	未払金	199
商品及び製品	19	未払費用	323
原材料及び貯蔵品	30	預り金	139
その他の	172	その他の	139
固定資産	947	固定負債	796
有形固定資産	205	長期借入金	200
建物及び構築物	144	退職給付に係る負債	103
その他の	61	資産除去債務	162
無形固定資産	1	その他の	331
投資その他の資産	740	負債合計	1,751
差入保証金	689	純資産の部	
関係会社株式	33	株主資本	542
その他の	17	資本金	50
貸倒引当金	△0	資本剰余金	932
		利益剰余金	△439
		その他の包括利益累計額	11
		退職給付に係る調整累計額	11
		新株予約権	6
		純資産合計	559
資産合計	2,311	負債・純資産合計	2,311

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	2,410
売 上 原 価	1,011
売 上 総 利 益	1,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,497
當 業 損 失	△1,097
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0
助 成 金 収 入	788
雜 収 入	10
	799
當 業 外 費 用	
支 払 利 息	1
株 式 交 付 費	3
雜 損 失	1
	7
經 常 損 失	△305
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	5
店 舗 閉 鎖 損 失	1
減 損 損 失	18
の れ ん 償 却 額	76
そ の 他	4
	105
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	△408
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27
法 人 税 等 調 整 額	3
当 期 純 損 失	△439
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△439

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	50	3,162	△2,732	479
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	502			502
減 資	△502	502		-
欠 損 填 補		△2,732	2,732	-
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)			△439	△439
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	△2,229	2,292	62
当 期 末 残 高	50	932	△439	542

	その他の包括 利益累計額	新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額		
当 期 首 残 高	9	8	498
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		△2	500
減 資			-
欠 損 填 補			-
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)			△439
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	1		1
当 期 変 動 額 合 計	1	△2	61
当 期 末 残 高	11	6	559

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結注記表】

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社SANKO海商

連結範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社SANKO海商の株式を取得し、子会社化したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称 株式会社ジーエス

連結の範囲から除いた理由

子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の数

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社ジーエス

持分法を適用しない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社SANKO海商の決算日は3月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式（持分法を適用しない非連結子会社）

移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主に最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物付属設備を含む） 10～18年

工具、器具及び備品 3～10年

ロ. 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間

に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、居酒屋を中心とした飲食業や水産物などの販売業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

3年間の定額法により償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「8. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	205百万円
無形固定資産	1百万円
差入保証金	689百万円
減損損失	18百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額については、主に不動産鑑定評価額に基づき算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローを割り引いて算出しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した外食需要の回復見通しであります。当該感染症の影響を正確に見通すことは困難ですが、現時点で入手可能な情報や予測に基づき、2022年12月頃まで当該感染症の影響は一定程度残るものと仮定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの算出は、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、当該感染症の影響は見積りの不確定性が高く、正確に予測することが困難な状況であるため、当該感染症の影響が長期化した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度において減損損失が発生する可能性があります。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛による来店客数の減少や営業時間の短縮等によって、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を受けております。

当該感染症の影響を正確に見通すことは困難ですが、現時点で入手可能な情報や予測に基づき、外食需要は徐々に回復するものの、2022年12月頃まで当該感染症の影響は一定程度残るものと仮定し、継続企業の前提の検討、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、収束時期及び

経営環境への影響等が変化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 664百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	東京都渋谷区他	建物等	18

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社グループは、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物及び構築物 6 百万円、その他有形固定資産 8 百万円、無形固定資産 1 百万円、差入保証金 2 百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については契約額、除却予定資産については、処分価額を 0 円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、0 円として算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における

発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 18,789,600 株

(2) 当連結会計年度の末日における

新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

普通株式 4,444,500 株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用は、短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、資金調達は、銀行等金融機関からの借入による方針であります。なお、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

未払費用及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、弁済日は決算日後4年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等によるリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

また、差入保証金については、取引開始時に信用判定を行うとともに契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

資金担当部門が資金繰表を作成するとともに、手許資金と当座貸越契約により、適切な手許流動性を確保することで流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表価額 33百万円）は、次表には含まれておりません。（注）参照

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 差入保証金(*1) 貸倒引当金(*2)	681		
	△0		
	681	669	△11
資産計	681	669	△11
(1) 長期借入金	200	200	—
負債計	200	200	—

(*1) 差入保証金は、将来返還されない金額を控除しております。

(*2) 差入保証金に対する貸倒引当金を控除して記載しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式（関係会社株式）	33

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	669	—	669
資産計	—	669	—	669
長期借入金	—	200	—	200
負債計	—	200	—	200

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定期間に基づき、元利金の合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております、レベル2の時価に分類しております。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から4年～15年と見積り、割引率は0.0%～1.6%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	173百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円
見積りの変更による増加額（注）	6百万円
時の経過による調整額	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△18百万円
期末残高	172百万円

(注) 当連結会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を超過する見込みであることが明らかになつたことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務に6百万円加算しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

店舗売上高	1,844
その他売上高	566
顧客との契約から生じる収益	2,410
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,410

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権	162
契約負債	
前受金	7

契約負債は、フランチャイズ契約締結時にオーナーから前受けする加盟金等に係る繰延収益であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社海商（会社分割して設立された新会社）
事業の内容 鮮魚及び魚介類、海産物の小売、卸売業、
水産物の加工業他

② 企業結合を行った主な理由

当社は、2020年9月に静岡県沼津市において沼津我入道漁業協同組合と業務提携を行い、2020年12月に同漁協に加入し組合員となりました。新たな収益の柱にすべく水産事業を立ち上げ、当社グループサプライチェーン及び収益強化

に向けて取り組んでおります。

今回、新会社の株式を取得することで、株式会社海商が培ってきた本件事業の強みを生かし、当社グループの飲食事業の業態及び商品強化、新たな販路の開拓や、沼津での水産事業とのシナジー効果を生かすことで、早期に事業の確立を図るものであります。

③ 企業結合日

2021年11月1日（持分取得日）

2021年12月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 企業結合後の名称

株式会社SANKO海商

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したため、当社を取得企業としております。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

株式会社SANKO海商の決算日は3月31日であります。株式会社SANKO海商のみなし取得日を2021年12月31日としており、かつ連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、2022年1月1日から2022年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事業者間の守秘義務により非公表とさせていただきます。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 8百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

83百万円

② 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 債却方法及び償却期間

3年間にわたる均等償却

なお、当該のれんについては、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号）第32項の規定に基づき、未償却残高の全額を償却しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	257百万円
固定資産	56百万円
資産合計	313百万円
流動負債	121百万円
固定負債	152百万円
負債合計	273百万円

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 29円46銭
(2) 1株当たり当期純損失 (△) △24円55銭

13. 重要な後発事象に関する注記

(株式取得による会社等の買収)

当社は、2022年5月17日開催の取締役会において、綜合食品株式会社の発行する全株式を取得する決議及び同日付けで株式譲渡契約を締結し、2022年7月1日付で綜合食品株式会社を子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 株式取得にかかる事業の内容

取得企業の名称：株式会社SANKO MARKETING FOODS

被取得企業の名称：綜合食品株式会社

取得した議決権の比率：100%

事業の内容：水産物の売買並びにその受託輸出入

② 企業結合を行った主な理由

綜合食品株式会社の全株式取得により豊洲市場の集荷及び分配の機能を持つことで、水産事業6次産業化モデルの構築スピードは確実に向上いたします。当社グループの強みは、漁業生産者であり飲食事業者である川上川下の両ポジションに位置することですが、「豊洲ポジション」の獲得は市場取引に関わる荷主や顧客との太いパイプラインの獲得につながります。

③ 企業結合日

2022年7月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(2) 取得する株式の取得価額

49百万円

- (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等 9百万円
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびに
その主な内訳
現時点では確定しておりません。

貸 借 対 照 表

(2022年6月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	893
現金及び預金	937	買掛金	116
売掛金	68	リース債務	2
原材料	28	未払金	192
貯蔵品	0	未払費用	307
前払費用	67	未払法人税等	16
未収入金	72	前受金	2
その他の	41	預り金	137
固定資産	1,012	前受収益	104
有形固定資産	120	資産除去債務	10
建物	92	その他の	3
車両運搬具	0	固定負債	801
工具、器具及び備品	18	長期借入金	200
リース資産	9	リース債務	11
無形固定資産	1	繰延税金負債	3
投資その他の資産	890	退職給付引当金	114
関係会社株式	33	資産除去債務	162
出資金	0	長期前受収益	107
長期貸付金	1	預り保証金	107
関係会社長期貸付金	200	その他の	93
差入保証金	660	負債合計	1,694
長期前払費用	7	純資産の部	
その他の	4	株主資本	528
貸倒引当金	△17	資本金	50
		資本剰余金	932
		その他資本剰余金	932
		利益剰余金	△454
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△454
		繰越利益剰余金	△454
		新株予約権	6
資産合計	2,228	純資産合計	534
		負債・純資産合計	2,228

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	2,002
売 上 原 価	638
売 上 総 利 益	1,364
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,403
當 業 損 失	△1,039
當 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0
助 成 金 収 入	788
雜 収 入	9
當 業 外 費 用	799
支 払 利 息	1
株 式 交 付 費	3
雜 損 失	1
當 業 損 失	6
經 常 損 失	△246
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2
特 別 損 失	2
固 定 資 産 除 却 損	5
店 舗 閉 鎖 損 失	1
減 損 損 失	18
関 係 会 社 株 式 評 価 損	131
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	17
そ の 他	4
當 業 損 失	178
税 引 前 当 期 純 損 失	△423
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	27
法 人 税 等 調 整 額	3
當 期 純 損 失	△454

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から)
(2022年6月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本合計	
	資本金	資本 剩余金		利 益 剰 余 金				
		その他 資本 剩余金	資本剩余 金合計	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金	利 益 剩 余 金 合 計		
当期首残高	50	3,162	3,162	0	△2,732	△2,732	479	
当事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	502						502	
減資	△502	502	502				-	
欠損補填		△2,732	△2,732		2,732	2,732	-	
当期純損失(△)					△454	△454	△454	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	-	△2,229	△2,229	-	2,278	2,278	48	
当期末残高	50	932	932	0	△454	△454	528	

	新 株 予 約 権	純 資 產 合 計
当期首残高	8	488
当事業年度中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	△2	500
減資		-
欠損補填		-
当期純損失(△)		△454
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		-
当事業年度中の変動額合計	△2	45
当期末残高	6	534

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物は定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

工具、器具備品 3～10年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理することとしております。

(5) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、居酒屋を中心とした飲食業を営んでおり、顧客に商品及び関連するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品及び関連するサービスを提供した時点で充足されたと判断し、当該商品及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	120百万円
無形固定資産	1百万円
差入保証金	660百万円
減損損失	18百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 追加情報

「連結注記表 4. 追加情報」に、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

660百万円

(2) 保証債務

次の関係会社について、取引先からの仕入債務残高に対し、債務保証を行っております。

株式会社SANKO海商 2百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1百万円

短期金銭債務 6百万円

長期金銭債権 207百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1百万円

売上原価 27百万円

販売費及び一般管理費 10百万円

営業取引以外の取引高 1百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	減損損失
店舗等	東京都渋谷区他	建物等	18

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各店舗等をグルーピングしております。また、本社については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。

当社は、店舗閉鎖の意思決定が行われた場合または営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである場合等に減損を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額するとともに、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その種類ごとの内訳は、建物 6 百万円、工具、器具及び備品 3 百万円、リース資産 3 百万円、無形固定資産 1 百万円、差入保証金 2 百万円、その他 1 百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額について、売却予定資産については契約額、除却予定資産については、処分価額を 0 円として算定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、0 円として算定しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項
普通株式 4,500 株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	268百万円
繰越欠損金	4,431百万円
その他	253百万円
繰延税金資産小計	4,954百万円
評価性引当額	△4,954百万円
繰延税金資産合計	-百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3百万円
繰延税金負債合計	△3百万円
繰延税金負債の純額	△3百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社SANKO海商	静岡県浜松市	10百円	鮮魚及び魚介類、海産物の小売、卸売業、水産物の加工業他	(所有)直接100.0%	役員の兼任資金の貸付	資金の貸付(注1)	200百万円	関係会社長期貸付金(注2)	200百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 上記貸付金に対し、当事業年度において、貸倒引当金17百万円を計上しております。また、当事業年度に17百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(有)神田コンサルティング	東京都中央区	9百万円	資産管理会社	(被所有)直接18.0%	株主	新株予約権の行使(注)	500百万円	新株予約権	1百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 新株予約権の行使は、第4回新株予約権の行使によるものであります。なお取引金額欄には、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表
10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略してお
ります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 28円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 (△) | △25円35銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載してい
るため、記載を省略しております。

以上

連結計算書類に係る会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社 SANKO MARKETING FOODS

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 跡部尚志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葛貫誠司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKO MARKETING FOODSの2021年7月1日から2022年6月30までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKO MARKETING FOODS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、外食需要は徐々に回復するものの、2022年12月頃まで当該感染症の影響は一定程度残るものと仮定し、継続企業の前提の検討、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っている。
 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年7月1日付で綜合食品株式会社を子会社化している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月26日

株式会社 SANKO MARKETING FOODS

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 跡部尚志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 葛貫誠司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 SANKO MARKETING FOODSの2021年7月1日から2022年6月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、外食需要は徐々に回復するものの、2022年12月頃まで当該感染症の影響は一定程度残るものと仮定し、継続企業の前提の検討、固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っている。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年7月1日付で綜合食品株式会社を子会社化している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下とのおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室、その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月29日

株式会社SANKO MARKETING FOODS監査役会

常勤社外監査役 平野雅昭 印

社外監査役 三村藤明 印

社外監査役 山下貴 印

以上